

# 児童手当の制度改正についてよくある質問

令和6年9月17日掲載

## Q1.制度改正はどのように変わりますか？

A1.主な変更点は次のとおりです。

### \* 所得制限の撤廃

所得の額にかかわらず、児童手当が支給されます。

### \* 支給対象年齢の延長

支給対象となる児童の年齢が、18歳に達する日以後の最初の3月31日までになります。

### \* 第3子以降加算の増額

第3子以降の月額が3万円となります。

### \* 第3子以降加算のカウント方法

多子加算のカウント方法については、高校生年代(※1)までの子を第1子とする扱いを見直し、大学生年代(※2)の子について、親等の経済的負担がある場合は第1子とするカウント方法になります。

(※1)高校生年代(新たな支給対象) = 2006.4.2~2009.4.1生まれ

(※2)大学生年代(多子算定要件者) = 2002.4.2~2006.4.1生まれ

### \* 支給月の変更

4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回になります。

制度改正前は4ヶ月分を年3回支給していましたが、制度改正後は2ヶ月分の手当が隔月(偶数月)に支給します。

## Q2.制度改正が適用されるのはいつからですか？

A2.令和6年10月分手当から適用され、改正後最初の支給は令和6年12月13日です。

なお、令和6年10月15日に支給される児童手当等は、改正前の支給額です。

### Q3.制度改正に伴う手続きはありますか？

A3.手続き要否は次のとおりです。

#### ◆松前町より児童手当・特例給付を受給している方◆

- ① 現時点で支給対象(2006.4.2以降生まれ)の子のみ養育…申請は不要です。  
ただし、現在支給対象の子、新たに支給対象となる高校生年代の子以外に、大学生年代の子を監護相当・生計費の負担をしている場合…申請が必要です。
- ② 高校生年代(新たな支給対象児童)の増加…申請は不要です。  
ただし、現時点で多子算定児童として登録されている児童に限り不要。  
当該児童が新たに養育される場合は「額改定請求書」を提出してください。  
また、当該児童と別居している場合は「別居監護申立書」も併せて提出してください。
- ③ 大学生年代(多子算定要件者)の増加…申請が必要です。  
「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。  
養育する子が3人に満たない場合は、提出不要です。

#### ◆松前町より児童手当・特例給付を受給していない方◆

高校生年代までの支給対象児童を養育していて、所得制限により受給資格を消失した方や、新たな支給対象となる高校生年代の児童のみを養育している場合…申請が必要です。  
「認定請求書」を提出してください。  
また、当該児童と別居している場合は「別居監護申立書」も併せて提出してください。

### Q4.申請案内は届きますか？

A4.令和6年5月31日時点で松前町に住民登録がある子がいる世帯で、申請が必要と思われる方へ9月下旬までに順次、申請案内等を送付します。  
養育している子の住民登録地が松前町以外の方で、申請案内が届かない場合も、受給対象と思われる方は申請してください。

Q5.高校生年代の子が通学のため、松前町に住民登録がない場合も支給対象となりますか？

A5.支給対象と考えられます。監護・養育状況を確認しますので「別居監護申立書」を提出してください。

Q6.大学生年代の子が就労しているが、第3子以降のカウント対象となりますか？

A6.就学、就労、婚姻、出産にかかわらず、大学生年代の子の生計費(学費費や家賃等)を負担していて、経済的負担が生じている場合に対象となります。  
要件に該当するか確認を行いますので「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

Q7.所得制限が撤廃されますが、受給者は父母どちらでも良いですか？

A7.この度の制度改正により所得制限は撤廃となりますが、受給者要件については、これまでどおり原則、所得の高い方が「生計を維持する程度の高い者」とされます。ただし、特段の事情がある場合は、適切に対応しておりますのでご相談ください。

#### 【その他特記事項】

- 公務員(独立行政法人の職員を除く)の方は、勤務先での手続きとなります。
- 申請が必要と思われる方には、予め案内と一緒に関係書類を送付しますが、児童を新たに養育する等、監護・養育要件に変更が生じ、申請書類が不足する場合は、役場保健福祉課または各支所でご用意しておりますのでお申し付けください。  
その他、ご不明な点、ご質問等がございましたら、下記までお問い合わせください。

保健福祉課福祉係  
Tel 0139-42-2650